

狩猟及び狩猟鳥獣に関する記述の主な論点

1. 基本指針における主な記述箇所

- ・ 現行基本指針の記述では、Ⅰ 第一 P4 から P5 に、狩猟の役割全体についての総論的な言及がある。加えて、Ⅰ 第六に狩猟の適正化に関する項目ごとに記述がある。狩猟鳥獣については、Ⅰ 第二 1 に狩猟鳥獣の定義が置かれ、Ⅲ 第三に、鳥獣の人工増殖・放鳥獣について、また、Ⅲ 第七に狩猟に関する調査のあり方に言及がされている。
- ・ その他、狩猟や狩猟鳥獣に関する事項は、狩猟制度に関する記述の中で断片的に言及されている。

2. 狩猟及び狩猟鳥獣に関する記述の主な論点

(1) 重複しているポイント

狩猟に関する記述については、「狩猟は鳥獣の管理に重要な役割を果たしている。」「今後も担い手として期待されている。」「事故や錯誤捕獲等の発生があることから、安全確保と法令遵守が求められている」「狩猟者の減少が続いているため、狩猟者の育成・確保が重要である。」との趣旨の記述が、全文を通じて繰り返し見られる。

(2) 重複箇所の記述の方向性

狩猟に関する論点は、科学的で計画的な保護・管理の観点で共通の事項であり、新構成案「Ⅰ 第三」に大まかな考え方を記述し、個別の狩猟制度運用についてはⅢの各制度別に個別に記述する。

(3) 狩猟及び狩猟鳥獣に関する記述の主な論点

以下の論点を踏まえ、記述の方向性を検討する。

- ・ 現在、指定管理鳥獣等の管理の強化が求められていることを踏まえて、鳥獣の管理の観点からの記述の見直しを行う。
- ・ 狩猟制度に基づく狩猟鳥獣の捕獲は、捕獲に関する一定の知識・技能・適性が求められる一方、狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われる点で許可による捕獲や事業による捕獲とは異なる。そうした点を踏まえつつ、鳥獣の被害が深刻化している現状を考慮して、狩猟制度に基づく捕獲も管理への貢献が期待される重要な一つのツールであることを記述する。
- ・ 狩猟鳥獣の定義について、上記を踏まえた実態に合わせた記述の変更を行うとともに、今後、狩猟鳥獣の定義の見直しを検討する（資料 3 - 2）。なお、狩猟鳥獣の定義は、新構成案「Ⅰ 第四」に記述する。
- ・ 放鳥事業に関して、その必要性や効果等の把握に努めるとともに、それらを踏まえ地域の実情に応じて、その実施内容等について見直すこととする。